

# 「身体障害者の大学受入れ」についての調査報告

昭和 50 年 3 月

国立大学協会  
第 2 常置委員会

# 目 次

まえがき	1
委員会名簿	2
A. 設問（アンケート調査票）	3
B. 実態調査の結果および考察	7
① 身体障害者の受験について	7
1. 受験相談者数および受験許可者数	7
2. 受験不許可の理由	7
3. 受験についての討議等の有無	8
② 身体障害学生の入学について	9
1. 入学の実態	9
2. 入学後の問題	11
③ 身体障害学生の教育指導について	12
1. 施設、設備、体制等	12
2. 教育課程上の特別措置	12
3. 単位認定の方法	13
C. 今後の課題	14

## ま え が き

第2常置委員会は、昭和48年秋以来身体障害者の入試および入学後の教育指導等についてその実態、実情を把握し、今後の在り方について検討する必要があると考え、調査票を作成し、国立大学に調査を依頼しました。今回とりあえずその結果をとりまとめ、また今後の課題について当委員会において検討した若干の意見を付して報告いたします。

第2 常置委員会（学科課程・入学試験等）

委員長	谷田 閑次	お茶の水大
委員	山田 守英	旭川医科大
〃	松本 秋男	北見工業大
〃	松永 藤雄	弘前大
〃	加藤 久弥	岩手大
〃	山田 伴次郎	宇都宮大
〃	川上 正光	東京工業大
〃	小山 正一	東京商船大
〃	清水 英夫	福井大
〃	丸井 文男	名古屋大
〃	高橋 陸男	大阪教育大
〃	曾沢 太吉	奈良女子大
〃	小島 公平	鳥取大
〃	菅 好雄	岡山大
〃	蟹江 松雄	鹿児島大
〃	金城 秀三	琉球大
専門委員	柴島 治三郎	東北大学教授
〃	肥田野 直	東京大学教授
〃	安倍 北夫	東京外語大学教授
〃	小西 勇雄	東京教育大学教授
〃	佐藤 親雄	〃
〃	猪岡 武	大阪教育大学教授

（注） 中村末男前鹿児島大学長は昭和50年1月まで委員として在任。

A 設問（アンケート調査票）

大学 \_\_\_\_\_

① 身体障害者の受験について

1. 現在までに、貴学では学部において身障者の受験相談および受験許可がございましたか。

(1) あった。

(2) なかった。

もしございましたら、それはどのような障害者でしょうか。その障害の種類、程度および延人数などについてご記入下さい。

障害の種類 障害の程度等	視覚障害者			聴覚障害者			肢体不自由者			その他
	全盲	弱視	その他	全ろう	難聴	その他	車子 椅	松杖 葉	その他	(言語障害、病弱、虚弱等)
受験相談の延人数										
受験受付の学部、学科、専攻等および延人数										

なお、受験相談なしに受験を受付けたことがございましたか。

(1) あった。

障害の種類等 ( )

学部、学科など ( )

延人員 ( 人 )

(2) なかった。

2. 前項1で受験受付けをことわった場合、その理由はどのようなことでしたでしょうか。(該当するものに○印をつけて下さい。1つには限りません。)

(1) 本学にはその前例がないから。

(2) 試験の方法について全く不明であったから。

(3) たとえ入学しても現状では教育、研究上本人が困ると考えられたから。

(4) 入試の方法はわかっていたが、受験の諸準備体制がなかったから。

(5) その他(略記して下さい)

3. 教室会議、入学試験管理委員会、教授会、評議会等で身障者の入学試験について問題になったことがございましたでしょうか。

(1) あった。

(2) なかった。

もし基本方針などが定められていましたら略記して下さい。

### Ⅲ 身体障害学生の入学について

1. 現在まで貴学に身障学生の入学がございましたでしょうか。

(1) あった。

(2) なかった。

もしございましたら、下表に例示のようにご記入下さい。

障害の種類と程度	例 全盲者			
入学許可の学部、 学科、専攻等	文 学 部 史 学 科			
入 学 年 度	S. 47. 4			
出 身 高 校 別 お よ び 人 数	盲 学 校 1			
受 験 相 談 の 有 無	有			
病歴(障害の原因)	事故(10才 時)			

2. 入学を許可された身障学生が入学時および入学後において何か問題等がございましたでしょうか。もしございましたら、できるだけ具体的に記入下さい。

(例えば居住、通学などの問題。)

㊦ 身体障害学生の教育指導について

1. 貴学には身障学生の教育指導のために何か特別な施設、設備、体制がとられておりましたでしょうか。

(1) ある。

(2) ない。

もしございましたら、次によりお答え下さい。(該当するものに○印をつけて下さい。1つには限りません。)

(1) 図書館に視聴覚教育機器を設備している。(具体的に例示して下さい。)

(2) "OPTACON" (盲人用スミ字読書器)、リーディング サービス等がある。

- (3) 身障者専用エレベーター等の設備がある。
- (4) トイレ、テレフォンブースなど施設、設備に考慮が払われている。
- (5) 友人等が介助している。
- (6) 特別奨学金制度がある。
- (7) その他(略記して下さい)

2. 身障学生の実験、実習、実技等の教育、指導についてどのような措置がございましょうか。もしございましたら、できるだけ具体的に記入下さい。

- (1) 教育課程の一部を変更している。

- (2) 各教官が特別に配慮、措置している。

- (3) 各身障学生の可能と思われる課題に代替している。

- (4) その他(略記して下さい)

3. 身体障害の種類、程度によって当然異なると考えられますが、単位認定の方法をどのようになさっておりますでしょうか。

- (1) 点字表記による。



- (2) 口頭による。
- (3) 一般と同じ方法による。
- (4) その他（略記して下さい）

**B 実態調査の結果および考察**

**① 身体障害者の受験について**

1. 受験相談者数および受験許可者数

表 1

受験相談および受験許可	あり 35 大学	なし 35	
受験相談なしに受験受付	あり 44	なし 20	無記 6

表 1 は回答をよせられた 70 大学のうち、受験相談による受験許可は 35 校（50 %）であることを示している。

2. 受験不許可の理由

表 2 受験不許可の理由

(1) 前例なし	2 大学
(2) 試験方法不明	1
(3) 入学後本人が困る	6
(4) 受験準備体制なし	2
(5) その他	3

(5) その他の内容

(1) 強度の色覚異常者については、募集要項に合格できないと明示してあるので、照会はほとんどなかった

- (2) 他の分野に志望変更をすすめた
- (3) 全盲者で、入試実施不可能と入学後の授業の実施の困難であること等を説明したら、出願を取り止めた

受験不許可の理由(表2)についてみると、(1)試験実施の準備体制がなく試験方法も不明であることと(2)入学後の授業が困難であることが主たるものである。これは専門の教職員もなく設備等に予算的裏付けもない現状を反映しているものと思われ、今後それらの条件を整備する必要を示している。

なお「その他」の内容のうち(2)の志望変更など進路指導は学科の実状等に応じて今後に必要なことであろう。

### 3. 受験についての討議等の有無

表3

あり	50大学
なし	16
無記	4

身障者入試について、70大学中50校が何らかの場で検討されており、これは社会的要請に応えようとする姿勢を示すものと考えられる。

表4 基本方針が決定しているもの 34

(1) 合否判定の基準にしない	9大学
(2) 履修上さしつかえなければ許可	8
(3) 施設設備、教官等を整備しなければ不可	2
(4) 将来の進路に不適と思われる者は不可	1
(5) 両眼矯正視力0.6以下、色覚異常、聴力欠損30dB以上等	10
(6) 今後検討する、目下検討中	7

基本方針の内容については、表4に示すとおりである。(1)は明瞭である

が、(2)および(3)はいわば条件付許可であり、特に(3)は施設設備、教官の整備充実を前提とするものである。(4)は卒業後の就職等を願慮したものであり、(5)は学部学科の別などによっては検討の余地のあるものではないかと思われる。

Ⅲ 身体障害学生の入学について

1. 入学の実態

表5 身障学生の入学の有無

あり	39大学	なし	30	無記	1
----	------	----	----	----	---

表6 現在までの在学身障学生の実態

障害 害型	障 害 種 類	文 理 科 別 学 部 別	文 科 系				理 科 系				合 計	
			商,経	法,社	文	教	理	工	医薬	農,水		計
視 覚 障 害	全 盲			1		1					3人	34
	弱 視			2	1	1	4	4	2		14	
	色覚異常					1	1		7		9	
	片眼失明	4					1			3	8	
聴 覚 障 害	全ろう				1	1	2	1		1	6	27
	難 聴	2	1	3	4	1	6	4			21	
肢 体 不 自 由	小児まひ	7	6	2	8	10	7	1	5		46	139
	事 故	1				1	1	1			4	
	不 明	18	19	5	14	12	6	8	7		89	
そ の 他	言語障害		1	1			1				3	3
	内臓疾患	18	8								26	26
	筋ジス	1		2							3	3

合	小	計	51	38	15	30	33	26	23	16	232	232
計	合	計	134				98					

現在まで入学を許可してきた大学数は表5に示すように39校である。またその入学生の学部別、障害種類別の実態は表6に示すとおり合計232名である。これを障害種類別にみると、次のとおりである。

視覚障害は34名(14.6%)、

聴覚障害は27名(11.6%)

肢体不自由139名(60%)

その他32名(13.8%)

となり、肢体不自由が過半数を占めている。

これを学部別にみると、次のとおりである。

文科系のうち商・経学部は51名(22%)

法・社会学部は38名(16.4%)

文学部は15名(6.5%)

教育学部は30名(12.9%)

であり、また理科系のうち

理学部は33名(14.2%)

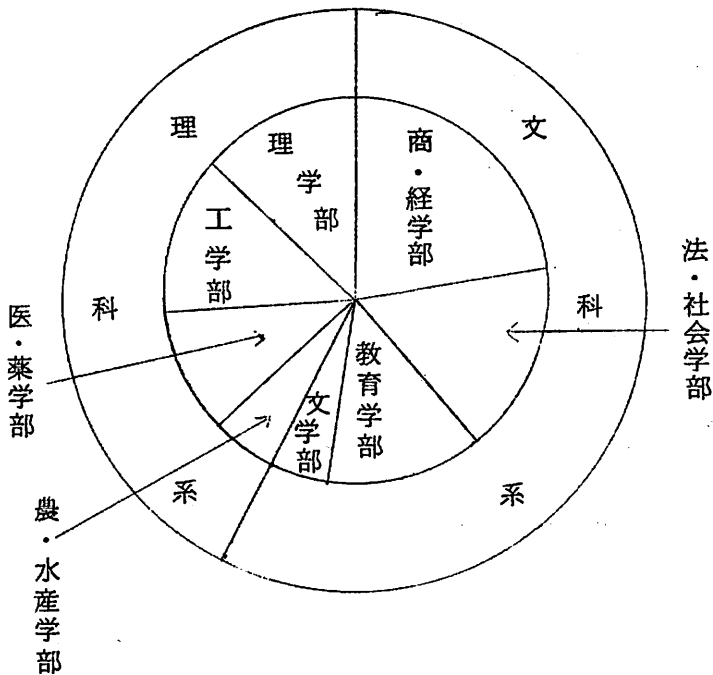
工学部は26名(11.2%)

医・薬学部は23名(9.9%)

農・水産学部は16名(6.9%)

となる。これらを合わせると文科系134名(57.8%)、理科系98名(42.2%)であるから、その差は比較的少ないといってよいであろう。

以上の学部別内訳を図示すると次の図のとおりである。



## 2. 入学後の問題

表7 入学後に生じた問題

(1) 教室間の移動に不便(スロープ、エレベーターが必要)	1大学
(2) 通学時に父兄つきそい	3
(3) 通学、勉学に学友の援助	2
(4) 身障者用の車で通学	2
(5) 通学時に骨折した者あり	1
(6) 本人、家族に学部の方針を完全に同意してもらう	1
(7) 建物の部分的改造をする	1
(8) 学部進学後、理解力が問題となる(ノート中心になるため)	1

表7のように、入学後の問題を指摘されたのは39大学のうち12校であるから数の上では $\frac{1}{3}$ に足りない。しかしこれには入学した学生の大多

数が特別の配慮を必要としない軽度障害者であることが考えられる。一方、問題の内容から見ると、通学、施設、介助者、履修等各方面にわたって困難のあることが解る。

#### ㊦ 身体障害学生の教育指導について

##### 1. 施設、設備、体制等

表 8 特別施設、設備、体制等

あり	6大学	なし	64
----	-----	----	----

表 9 ありの内容

(1)	弱視者用拡大読書器(オブテスコープ)	1大学
(2)	専用エレベーター等	1
(3)	トイレ等の施設、設備	4
(4)	友人等の介助	5
(5)	その他	
	体育館に機能訓練室 図書館に専用ロッカー	1
	教養体育にリハビリの施設	1
	一般学生に障害者教育を選択履修	3

身障学生の教育指導のための特別施設、設備、体制等については表 8 および表 9 に示される。一応対応のできている大学は 6 校にすぎない。その内容のうち、(5)「その他」に「一般学生に障害者教育を選択履修」させている例があることは、相互理解、啓蒙を目ざす有効な体制のひとつと考えられる。

##### 2. 教育課程上の特別措置

表 10 体育実技に対する措置

(1) 弱者コースの設置	4
(2) 実技免除 — 見学	6
(3) 他の科目に振替	5
(4) 内容を適するものにかえる	19
(5) 助手がいて特別介助	1
(6) 配慮している	2

この項目についての回答はその大部分が体育実技に関するものであり、その措置は表 10 に示すとおりである。(1)および(4)のように多くの大学が障害の実態に即応して弾力的に措置している。

体育実技に限らず教育方法については、障害の種別、程度および範囲等の実態に即して配慮することが必要であろう。

### 3. 単位認定の方法

表 11 単位認定の方法

(1) 口頭による	1	
(2) 一般と同じ方法	30	
(3) その他	実技種目の変更	2
	レポート	1
(4) 無記	36	

単位認定の方法は「一般と同じ方法」(30校)が原則であろう。しかしこの原則によることが不可能な者には「口頭による」(1校)あるいは「レポート」(1校)による他はないであろう。

## C 今後の課題

以上の調査結果は、設問の不備もあって、必ずしも十分なものとはいえないが、これらの結果についての考察と当委員会における検討をふまえて今後の課題についての指摘を試みたい。

1. 身体障害者の受験について、各大学の募集要項に何らか明記すべきか否か。明記するとすればその基準をどのようにすべきであろうか。それは国立大学としての統一的基準（学部、学科による別基準を含んで）か、各大学独自のものか、また卒業後の進路、資格試験、法令の制約等を考慮しながら、学問・研究の自由の観点からはどのように考えればよいか。
2. 身体障害者の入試実施のためには特別経費を要することはいうまでもない。もし各大学でこれを実施するとすれば、障害の種類、型、程度および範囲に即応して基準を作成すべきではないか。少なくとも各ブロックに一大学は常に実施できるような体制の整備が必要ではないか。
3. 学力検査の方法について、特に盲者の時間延長度の検討、点字印刷の能率化等をはかるべきではないか。今後「共通第一次試験」の点字問題作成等について、その設備、組織等について検討されるべきであろう。（たとえば「障害者教育センター」（仮称）を設置し、大学入試等の合理化、能率化を図るなどの方策が考えられる。）
4. 学生生活上、障害のために、少なくとも不利とならないような学校建築のあり方の検討の場を設定すべきであろう。社会的には、福祉の面から、公的建築には身障者の利用について配慮されつつあるにもかかわらず、大学においてはそのための研究と実現は遅れていると思われる。
5. 大学図書館等に、身障学生のための視聴覚教育の機器、職員等の設置、配置が必要であろう。



6. 身障学生の経済的負担の問題は十分に検討されなければならない。身障学生の負担しなければならない経費は非身障学生のそれをはるかに越えている。全盲学生の卒業論文作成、ゼミの点訳等のためにヘルパーやリーダーに支払う費用、外国語の点訳および辞書、あるいは上肢不自由者のノート作成その他ヘルパーに対する補償のための経費等は極めて高額にのぼる。これに対しては大学自体における設備、体制と、特別奨学金による補填等との両面からその対策が講ぜられなければならぬと思われる。たとえば義務教育における心身障害児童、生徒の就学奨励制度は高等教育にも準用されるべきものであろう。また、身障学生のために現行の外国人留学生チューター制のごときものを設けることが望ましいであろう。
7. 以上の他、当面の必要に応えるためには身障者入試（特に視覚障害者の場合）実施の方策についての具体的な手引書を作成することが望ましいと思われる。
8. 以上のほか、表6における「障害の種別」についてはなお不備な点もあるので、今後も重複身障者の受験等については検討を要するものと思われる。